Ⅰ 調 査 の し く み

Ⅰ 調 査 の し く み

1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得るために実施している。

この報告書は、経済センサスの調査結果を基に、本市の商業の概況を明らかにすることを目的としている。

2 調査の期日

平成28年6月1日現在で実施した。

3 集計対象等について

⑴ 本報告書は、以下の事業所について集計したものである。

① 『全数編』

「平成28年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、産業大分類が「Ⅰ-卸売業、小売業」に格付けられた事業所を集計しているが、年間商品販売額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

② 『産業格付編』

上記事業所のうち、以下の全てに該当する事業所（集計対象（有効回答）事業所）について集計した。

・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと

・「事業別売上（収入）金額」の「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記①各表の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない（表１）。なお、売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表１）。

表１ 『全数編』と『格付可編』の表における卸売業及び小売業の合計の比較

集計表名	事業所（商店）数	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）	売場面積（㎡）
全数編	1,101	7,675	18,613,452	147,035
産業格付編	968	6,974	18,322,892	147,035

⑵ 『全数編』において、「平成28年」及び「平成24年」の数値は「経済センサス-活動調査」、平成19年以前及び「平成26年」の数値は「商業統計調査」の数値である。

⑶ 『産業格付編』において、「平成28年」の数値は「経済センサス-活動調査」、「平成26年」の数値は「商業統計調査」の数値である。

4 事業所の産業の決定（格付け）方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

⑴ 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合は、活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の４桁で産業細分類を決定する。

② 取扱商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売

の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

③　産業分類の格付けについては、商品分類番号上位２桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位２桁によって、産業中分類（２桁分類）を決定し、その決定された２桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位３桁、上位４桁の順に分類し、産業細分類（４桁分類）を格付けする。

⑵　特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行った。

※個人経営調査票については、『主な事業の種類又は事業所の形態等』を格付けの参考としている。

①　卸売業

ア　「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表２の財別（生産財、資本財及び消費財）の３財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ　「5019 その他の各種商品卸売業」

表２の財別（生産財、資本財及び消費財）の３財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位３桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者数が100人未満の事業所。

表２　財別と商品分類

財　別	商品分類番号 上位３桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の３財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ　「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア　「5611 百貨店、総合スーパー」

表３の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ　「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表３の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

ウ　「5811 各種食料品小売業」

中分類「58飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表４の商品分類番号上位３桁で分類集計した小売販売額が３つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表３　「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位２桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

表４　飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位３桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ　「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ　「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、一般用医薬品の商品販売額がある事業所をいう。また、

「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所をいう。

カ　「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかの商品販売額がある事業所をいう。また、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所をいう。

キ　「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の90％以上の事業所をいう。

ク　「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0％及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

5　主な用語の説明

⑴　事業所（卸売業・小売業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営体のもとで経済活動が行われており、従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている事業所をいう。

⑵　卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

①　小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

②　産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

③　主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所

④　製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

⑤　商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

⑥　主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

⑶　小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

①　個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

②　産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

③　商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Ｒ−サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

④　製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず、通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

⑤　ガソリンスタンド

⑥　主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦　別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

⑷　従業者及び就業者

平成28年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

①「個人業主」とは、個人経営の事業主で実際に事業所を経営している者をいう。

②「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。

③「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の事務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は「常用雇用者」に含まれる。

④「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア　事業所に常時雇用されている者

イ　期間を定めずに雇用されている者または１か月以上の期間を定めて雇用されている者

⑤「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている者をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている人も含む。

⑥「パート・アルバイト」とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」「アルバイト」またはそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。

⑦「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑧「他からの出向・派遣従業者」とは、労働者派事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所にきて働いている者をいう。

⑨「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている者をいう。

⑩「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

⑸　年間商品販売額

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産並びに株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含む。

⑹　その他の収入額

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

⑺　売場面積（法人組織の小売業のみ）

平成28年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（他に貸している店舗（テナント）分及び食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

６　統計表の表章項目の説明及び留意点

⑴　共通事項

①「不詳」について

「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

個人経営調査票の事業所及び単独事業所調査票（卸売業、小売業）・事業所調査票（卸売業、小売業）の個人経営事業所と法人でない団体については、売場面積は集計していない。

②「個人」には「法人でない団体」を含む。

③「年間商品販売額」等については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答について、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取り扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

７　利用上の注意

⑴　統計表中の符号は次のとおりである。

〔－〕　該当がない又は調査していないもの

〔0.0〕　四捨五入による単位未満のもの

〔Ｘ〕　商店数が１又は２のため数値を公表できないもの。また、商店数が３以上あっても前後の関係から公表できないものもある。

〔△〕　減少したもの

⑵　構成比については、四捨五入のため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

⑶　時系列の関係上で用いた平成26年及び平成19年以前の数値は「商業統計調査結果報告書」によるものである。

⑷　地区別統計については、１調査区が複数の地区に分かれているところがあるため集計は各町丁全域を下記のとおりとした。

・塩井町宮井　…塩井地区
・大字三沢　　…山上地区
・大字口田沢　…田沢地区
・万世町片子　…東部地区
・西大通一丁目…西部地区
・丸の内一丁目…南部地区
・城北一丁目　…北部地区
・中央四丁目　…北部地区
・松が岬三丁目…中部地区
・通町八丁目　…松川地区
・直江石堤　　…南原地区
・大字赤崩　　…山上地区
・城西一丁目　…愛宕地区
・御廟二丁目　…西部地区
・松が岬二丁目…南部地区
・門東町一丁目…南部地区
・中央三丁目　…北部地区
・中央二丁目　…中部地区
・相生町　　…中部地区

この報告書についての照会等は、下記までお願いします。
〒992-8501 米沢市金池5丁目2－25
米沢市 企画調整部 総合政策課 統計調査担当
℡ 0238-22-5111 内線 2805